生駒市車いす貸出事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、歩行が困難な者等に対し、車いすを貸出しすることによって、その 福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 車いすの貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、次 の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 疾病、負傷等により、歩行が困難な者
 - (2) 疾病、負傷等により、歩行が困難な者を介助する者
- 2 前項の規定にかかわらず、その他市長が特に必要と認める事情がある者については、車 いすの貸出しを受けることができる。

(申請手続き)

- 第3条 車いすの貸出しを受けようとする者(以下「借受人」という。)は、車いす貸出申 請書兼誓約書(様式第1号)を、貸出しを希望する日までに、市長に提出しなければな らない。
- 2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、車いすの貸出しを決定するものとする。

(貸出期間)

第4条 車いすの貸出期間は、2週間を限度とする。なお、返却希望日が市役所閉庁日の場合は翌開庁日までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(費用負担等)

- 第5条 車いすの使用料は、無料とする。
- 2 車いすの借り受けおよび返還のための輸送に要する経費は、借受人が負担するものとする。
- 3 借受人は故意または重大な過失により車いすを紛失もしくは破損、汚損した場合は、そ の損害を賠償しなければならない。

(事故の予防等)

第6条 借受人は車いすの利用方法を守り、事故のないように努めること。万が一事故が 発生した場合でも、市は一切その責任を負わない。

(使用上の注意義務)

- 第7条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 車いすは善良な管理者の注意をもって使用すること。
 - (2) 車いすの全部もしくは一部を紛失もしくは破損、汚損したときは、直ちにその状況を市長に報告し、その指示に従うこと。
 - (3) 車いすを、譲渡、交換、転貸し又は担保に供しないこと。
 - (4) 貸出期間が満了したとき、または車いすの使用を必要としなくなったときは、車いすを速やかに市長に返還すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。